

I 現状認識

赤い羽根共同募金運動は、戦後間もない昭和22年に「国民たすけあい共同募金」として始まり、本年70回目を迎える。

戦後、社会福祉の復興から始まったこの運動は、その時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進のために進められてきた。

設立当初と比べると国民生活は豊かになり成熟した社会となってはきたが、昨今の所得格差に伴う経済的困窮者やひきこもり、孤立など社会的な課題は深刻化している。

そのような中、社会福祉施策だけでは対応が困難な制度の谷間の問題や社会から排除されやすい人々への支援、地域でかかえている課題などを地域住民自らが、これらの課題解決に取り組み、地域福祉活動のより一層の充実を図ることが求められている。

そのためには、地域におけるこれらの活動を推進するための資金を継続的に確保していくことが重要である。

一方、地域における民間福祉活動を支える財源として、その役割を果たしてきた共同募金を取り巻く環境は、住民の意識の変化や近年の人口・世帯構造とあいまって、依然として厳しい状況にあり、全国における募金額は平成7年度を、愛知県においては平成10年度をピークとして減少傾向が続いている。また、国内外で発生する自然災害に対する被災者等への「災害義援金」や自治体への「ふるさと納税」など寄付の機会も多様化している。

共同募金が住民参加による地域福祉活動を支える民間資金の立場から、その役割をはたすためにも、本会では、より一層の共同募金運動の活性化を図り、住民の参加意識・意欲の高揚及び募金額の向上、さらに使途の明確化、透明性などを高めるため、次の事業に取り組み、県民の期待と信頼に応えるよう努める。

Ⅱ 重点事業

1 共同募金の増額に向けて

支会・分会を始め、社会福祉協議会、経済・労働界、教育界、報道機関、ボランティア等の協力のもと、各種団体の実施するイベント等における共同募金の紹介、団体の発行する機関紙・広報紙への掲載、ポスターの貼付などにより広報活動を展開し、広く県民の理解と参加意識の高揚を図り、効果的な広報・啓発活動を積極的に行っていく。

また、企業・団体、チェーン店、商店街等によるイベント募金、チャリティ募金等への協力、共同募金配分先施設・団体からの協力を得ながら、さらには、住民が気軽に寄付できる募金機能付き自動販売機なども活用し、募金の増強に努めるとともに、善意と信頼に基づく共同募金運動の透明性を高めるため、広報紙、ホームページ、配分先からの「ありがとうメッセージ」などを把握できる赤い羽根データベース「はねっと」を充実する。

寄付者が配分先の状況を視察するなど様々な機会を通して受配者と寄付者の交流の場を設け、寄付者の共同募金運動のより一層の理解、関心を高め、募金額の増加に努める。

2 地域福祉推進のために

支会・分会や社会福祉協議会を始めとする関係機関と連携を図りながら、それぞれの地域が抱えている課題を踏まえ、より一層の「地域福祉」の推進を図るために、共同募金の役割を果たしていく。

そこで、市区町村社会福祉協議会が実施する市民参加による「公開プレゼンテーション助成審査会」事業を引続き支援し、審査会に関わった人が共同募金の協力者となることを期待し、地域福祉活動の活性化を図る。

また、社会的孤立や生活困窮など地域における課題解決のため、引き続き、全国共通助成テーマである「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として支えあうしくみづくり」事業に配分するなど、地域福祉の推進に貢献する。

3 社会福祉法人制度改革への対応

社会福祉法人制度の改革は、社会福祉法人全体を捉えての改革であり、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みの実施等、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人としてのあり方を徹底することが目的である。

こういった内容を踏まえ、適切に対応する。

Ⅲ 事業実施計画

1 会務の運営

事業内容	具体的な事業展開
(1) 法人の適正な運営	定款及び諸規程に基づき、法人の適切な運営を図る。 ① 理事会 ② 評議員会 ③ 監事監査 ④ 副会長会議 ⑤ 配分委員会
(2) 社会福祉法人制度改革への対応	社会福祉法人制度改革について、適切に対応する。

2 共同募金運動の機運醸成と啓発宣伝

事業内容	具体的な事業展開
(1) 広報活動の展開	共同募金が県民に理解と協力が得られるよう積極的に広報活動を展開する。 ① テレビ・ラジオ局に対して募金PRビデオ・テープを提供し、放送の協力を依頼するなど、報道機関等へ働きかける。 ② 県政記者クラブへ情報を提供する。 ③ 共同募金運動ポスターを作成し、関係機関の協力によるポスターの掲示を依頼する。 ④ 共同募金広報紙・報告書を発行し、理解促進に努める。 ⑤ 「赤い羽根空の第一便」伝達式をANAグループの協力のもと、10月1日に実施する。 ⑥ 各種イベントにおいて啓発活動を実施する。 ⑦ 特別協賛により広報資材を作成する。 ⑧ 企業や県内に本拠地を置くスポーツチームと連携し、試合開催時等における広報の協力を依頼する。 ⑨ 「大型ビジョン」を活用した共同募金PRビデオの放映を依頼する。 ⑩ シンボルキャラクター「愛ちゃんと希望くん」の着ぐるみ等を活用する。 ⑪ 「あいちのふくし」(愛知県社会福祉協議会発行)へ掲載する。

	⑫ 全国配分統計システム「赤い羽根データベース『はねつと』」による情報提供に加え、ホームページの充実に努める。
(2) 民間社会福祉施設・団体の運動への参加・協力	「共同募金事業」が住民に理解されるよう受配者に協力依頼をする。 ① 受配物件へ受配の標示を依頼する。 ② 受配者が発行する機関紙などに配分事業や共同募金の広報を依頼する。 ③ 受配者の職域募金・街頭募金等、本運動への積極的な参加協力を依頼する。
(3) 共同募金運動を通じた福祉教育の推進	教育関係諸団体に協力依頼する。 ① 「赤い羽根協賛児童生徒作品(書道・ポスター)コンクール」の実施及び優秀作品を展示する。 ② 学校募金ハンドブックや壁新聞などを活用する。
(4) 税制上の優遇措置の周知	共同募金会への寄付金について、税制上の優遇措置の適用が受けられることについて周知を図る。 ① 個人寄付 ・所得税に係る所得控除または税額控除 ・個人住民税に係る税額控除 ② 法人寄付 法人税法による全額損金算入
(5) 共同募金運動 70 年記念事業の実施	① 例年開催している愛知県社会福祉大会を「共同募金運動 70 年記念」の記念大会として実施し、併せて特別顕彰を行う。 ② 赤い羽根協賛児童生徒作品コンクール「70 年記念特別賞」を設ける。 ③ 全国統一の「70 周年記念ロゴマーク」を広報資材に活用する。

3 共同募金目標額の設定

事業内容	具体的な事業展開
共同募金目標額の設定	民間社会福祉施設・団体からの要望及び前年度の募金実績額を踏まえ、目標額を設定する。 ① 民間社会福祉施設・団体からの受配申請書を受理 ② 配分委員会を経て理事会・評議員会での決定

4 共同募金増額に向けた取り組み

事業内容	具体的な事業展開
共同募金増額に向けた取り組み	<p>共同募金の増額を図るため、あらゆる広報媒体、関係機関の協力により、積極的な運動を展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 封筒募金方式の戸別募金を推進する。 ② 企業等に対して全額損金算入の税制上の優遇措置の周知に努めながら法人募金を推進する。 ③ 各種イベント等における募金活動を推進する。 ④ 赤い羽根協力店を推進する。 ⑤ 募金機能付自動販売機、赤い羽根マッサージ機の普及を図る。 ⑥ 寄付金付き図書カード・クオカード・募金バッジによる募金を推進する。 ⑦ インターネットを通じた「ふるさとサポート募金」等を活用する。 ⑧ 報道関係歳末たすけあい募金を推進する。 ⑨ 物品による寄付の受け入れを推進する。 ⑩ 遺贈による寄付の受け入れを推進する。 ⑪ 共同募金を発展させるために関係諸団体に組織的に本運動への参加協力を依頼する。 ⑫ 企業等からの相談に対応し、多様な寄付プログラムを提案する。

5 共同募金の配分

事業内容	具体的な事業展開
(1) 募金実績額に基づく配分計画の策定	<ol style="list-style-type: none"> ① 募金実績額を踏まえた配分計画を策定する。 ② 配分委員会を経て理事会・評議員会で決定する。 ③ 大規模災害がなく拠出の必要が生じなかった場合は、災害等準備金取り崩し分等を配分財源に加算する。
(2) 配分の実施	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の推進を図るため、時代の新しい動きに柔軟に対応した配分を推進する。 ② 事業の使途の透明化、参加を図るための「公開プレゼンテーションによる助成審査会」の事業を推進する。 ③ 配分金は、原則として翌年度に交付する。 ④ 歳末たすけあい募金の見舞金贈呈事業等は当年度に配分する。
(3) 受配事業の適正化	受配者の指導・実地調査を行う。

6 顕彰・弔意等の実施

事業内容	具体的な事業展開
(1) 共同募金協力者に対する感謝等実施	① 多額寄付者に対する感謝 ・県共同募金会長 ・中央共同募金会長 ・厚生労働大臣 ・国家褒章 ② 奉仕功労者に対する表彰・感謝 ・県共同募金会長 ・中央共同募金会長 ・厚生労働大臣
(2) 奉仕者の事故見舞	奉仕者事故見舞金の贈呈(中央共同募金会からの見舞金)

7 災害に即応するための支援体制の整備

事業内容	具体的な事業展開
(1) 災害等準備金の積み立て及び災害時における支援	① 社会福祉法第 118 条に基づき、災害発生時に対応するため積み立てる。 ② 災害発生時のボランティア活動等の支援や福祉施設が被災した場合等の復旧経費の配分を行う。
(2) 災害義援金の募集	① 災害救助法が適用された場合、義援金を募集する。 ② 県外の災害に対しては、中央共同募金会からの依頼のもと義援金の募集について協力する。

8 共同募金の組織体制の強化

事業内容	具体的な事業展開
(1) 寄付金の適正な管理	① 内部管理体制の構築のもと、厳正かつ適切な事務処理を行うための運営の透明化を図る。 ② 法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、寄付者を含む関係者の負託の応えられるようにする。

(2) 人材の養成・育成強化	① 研修会等 ア 支会・分会新任職員研修会 イ 支会・分会事務担当者会議 ウ 共同募金セミナー ② 募金ボランティアの充実強化(拡充・資質向上)のため、「活動の手引き」等の資材を活用する。 ③ 中央共同募金等が実施する研修会へ参加する。
(3) 社会福祉協議会との連携	愛知県社会福祉協議会連絡会議の開催

9 会議等の開催

事業内容	具体的な事業展開
(1) 各種会議の開催	① 支会・分会事務局長会議 ② 報道関係歳末たすけあい募金配分打合せ
(2) 本会主催の主な行事	① 配分決定通知書交付式 ② 赤い羽根空の第一便伝達式 ③ 愛知県社会福祉大会 ④ 施設入所等児童就職支度支援金贈呈式
(3) 中央共同募金会等主催の会議等	① 中央共同募金会理事会・評議員会 ② 都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議 ③ 都道府県共同募金会職員研修会 ④ 赤い羽根全国ミーティング ⑤ 全国社会福祉大会 ⑥ 東海北陸ブロック県社協・県共募常務理事・事務局長会議 ⑦ 東海北陸ブロック県共同募金会職員研究協議会

10 その他

事業内容	具体的な事業展開
(1) 受配者指定寄付金の取扱い	社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする施設など、受配者を指定した寄付金について、取扱基準に基づき、受け入れ、配分を行う。
(2) 車両競技公益資金記念財団助成金の交付要望事務の協力	車両競技公益資金記念財団への助成要望について、推薦業務を行う。
(3) 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業への協力	中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の情報提供を行う。

平成28年度愛知県共同募金会関係年間行事等予定表

月	日	会議・事業の名称
4月	12	共同募金平成28年度配分決定通知書交付式
	19～20	都道府県共同募金会職員会議
	下旬	共同募金会支会・分会新任職員研修会
5月	11	愛知県共同募金会監事監査
	中旬	第1回副会長会議
	24	愛知県共同募金会理事会
		愛知県共同募金会評議員会
	25	中央共同募金会理事会
中央共同募金会評議員会		
6月	8～9	都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議
	中旬	東海北陸ブロック共同募金会常務理事・事務局長会議
	22～23	第7回赤い羽根全国ミーティング(中央共同募金会主催)
7月	上旬	共同募金会支会・分会事務局長会議
	中旬	第1回配分委員会(午後施設視察)
	22	共同募金運動70年記念フォーラム東京(中央共同募金会主催)
	未定	共同募金運動70年記念フォーラム西日本(中央共同募金会主催)
	下旬	第2回副会長会議
	28	愛知県共同募金会理事会
愛知県共同募金会評議員会		
8月	上旬	共同募金会支会・分会事務担当者会議
		共同募金セミナー
10月	1	第70回赤い羽根共同募金運動
		赤い羽根空の第一便伝達式・街頭募金
	中旬	第1回報道関係歳末たすけあい募金配分打合せ会
	25	愛知県社会福祉大会
11月	未定	東海北陸ブロック共同募金会職員研究協議会
	11	全国社会福祉大会
12月	1	歳末たすけあい運動(～31日)
		NHK歳末たすけあい運動(～25日)
	中旬	第2回配分委員会
2月	9～10	都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議
	中旬	第2回報道関係歳末たすけあい募金配分打合せ会
	下旬	連合愛知・愛知労福協寄付金寄託式
	24	中央共同募金会理事会
中央共同募金会評議員会		
3月	上旬	共同募金会支会・分会事務局長会議
	中旬	第3回配分委員会
	中旬	施設入所等児童就職支度支援金贈呈式
	下旬	第3回副会長会議
	下旬	愛知県共同募金会理事会
愛知県共同募金会評議員会		